

授業料等の減免について

経済的理由や災害その他やむを得ない事情により、授業料又は入校料の支払いが困難と認められる方（生活保護世帯や市町村民税非課税世帯に属する方等）のための減免制度を設けています。詳しくは、各高等技術専門校までお問い合わせください。

◆対象となる訓練科

●南部高等技術専門校
・環境設備工学科
・溶接科
・機械加工科

●北部高等技術専門校
・電気設備科
・木造建築・再生科

●北部高等技術専門校美作校
・自動車整備工学科

◆授業料、入校料の額

●授業料 年額 118,800円（月額 9,900円）
●入校料 5,650円

◆減免対象者

次の(1)から(5)のいずれにも該当する訓練生

(1) 国籍、在留資格等（アからオのいずれかに該当）

- ア 日本国籍を有する者
 - イ 特別永住者
 - ウ 在留資格が「永住者」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」である者
 - エ 在留資格が「定住者」であり、将来永住する意思があると校長が認めた者
 - オ 在留資格が「家族滞在」であり、国内で出生又は12歳までに初めて入国した者などの条件に該当する者
- ⇒オについては、細かな規定がありますので、各高等技術専門校にお尋ねください。

(2) 学業成績等（アからエのいずれかに該当）

- ア 高校等の評定平均値が5段階評価で3.5以上であること。
- イ 入校選考の成績が入校者の上位2分の1の範囲にあること。
- ウ 高校卒業程度認定試験の合格者であること。
- エ 将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、高等技術専門校における学修意欲を有していることが文書により確認できること。

(3) 収入に関する基準

訓練生とその生計維持者※1のそれぞれの市町村民税所得割額の合計額（岡山市など政令指定都市に納税している場合は、市民税の所得割額に3/4を乗じた額）が51,300円未満であること。（災害等により家計が急変した場合は、急変後の収入状況等を確認）ただし、多子世帯※2については、所得割額の基準はなし。

区分	市町村民税所得割額の合計額	授業料、入校料の減免額
第Ⅰ区分	0～99円	全額減免
第Ⅱ区分	100～25,599円	2/3を減免（1/3を納付）
第Ⅲ区分	25,600～51,299円	1/3を減免（2/3を納付）
多子世帯	基準はなし	全額減免

※1 生計維持者とは、原則父母（ひとり親の場合はその方）が該当しますが、扶養の状況等により、訓練生自身など、他の方になる場合があります。詳しくは、各専門校にお尋ねください。

※2 多子世帯とは、生計維持者が扶養する子が、訓練生も含めて3人以上の世帯のことです。（訓練生が扶養する子が3人以上である場合は対象にはなりません。）詳しくは、各専門校にお尋ねください。

(4) 資産に関する基準

訓練生とその生計維持者が保有する資産の合計額が5千万円未満であること。ただし、多子世帯の場合は3億円未満であること。

※資産とは、次のものを指します。

- ・現金（仮想通貨、電子マネー、郵便切手、収入印紙、小切手等を含む。）
- ・預貯金（財形貯蓄を含む。保険は対象外だが、満期保険金や保険解約返戻金等を含む。）
- ・有価証券（株式、国債、社債、地方債等）
- ・投資信託
- ・投資用貴金属（金、銀、プラチナ等であり、指輪等宝石は含まない。）

(5) 過去に公共職業訓練において、同様の制度による減免を受けたことがない

◆申請書等提出が必要な書類

(1) 全ての申請者が提出する必要がある書類

- ・授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（様式第1号）
- ・申請者（本人）について、生計維持者について、資産の申告（別紙1）
- ・申請者と生計維持者に関する市町村発行の最新の「課税証明書」及び「住民票の写し」（いずれも原本が必要で、コピーは不可）
- ・学修計画書又は高校等の全体の評定平均値が5段階評価で3.5以上である成績証明書もしくは高校卒業程度認定試験合格証明書の原本（合格証のコピーでも可）

(2) 災害や失職、長期療養等により家計が急変した場合

- ・生計維持者の一方（又は両方）が死亡、事故または病気により3か月以上就労が困難若しくは失職した
- ・震災、火災、風水害等に被災し、上記に該当するもしくは生計維持者の一方（又は他方）が生死不明、行方不明、就労困難等により世帯収入を大きく減少した
- ・訓練生本人が父母等による暴力等から避難するために、「児童福祉法」又は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の定める施設等へ入所することになった
⇒家計急変の事由ごとに必要な書類があるため、各高等技術専門校にお尋ねください。

(3) 申請者や生計維持者のいずれかが生活保護を受けている場合

- ・1月1日時点の生活保護決定（変更）通知書の写しもしくは生活保護受給証明書

(4) 外国籍の方の場合

- ・在留カード又は特別永住者証明書のコピーもしくは在留資格・在留期限が記載された最新の住民票の写し（コピー不可）

◆留意事項

- 懲戒（退校、出席停止、戒告）処分を受けたり、不正の手段により減免を受けた場合、減免の取消しや効力の停止をすることがあります。
- 減免が認められた場合、申請から概ね半年後（災害等により家計が急変した場合は3か月ごと）に、引き続き対象者の要件を満たしているか確認を行います。
- 確認の結果、減免区分（減免額）の変更又は減免の取消しとなることがあります。
- 受講状況や学修意欲等が著しく低い場合、減免の停止や取消しとなる場合があります。